分科会等の成果として過去に閣議決定された事項[農林・地域活性化分野](農業)

改革の方向性

(第二次報告書より抜粋)

【農業】

(基本認識)

- <u>農山漁村においては、少子高齢化の進行がとりわけ急速</u>であり、 後継者不足は、地域産業の維持・発展を図る上でのみならず、 コミュニティ機能の維持の面でも深刻な問題である。
- 我が国の農業がビジネスチャンスにあふれた魅力ある成長産業、安心・安全な食料を求める国内外のニーズを取り込めるグローバル産業へと転換するためには、足かせとなっている様々な規制・制度を見直し、改革を進めて新規参入の促進、生産・資材・流通分野の多様なセクター間の連携強化、市場メカニズムに基づいた健全な競争環境の整備を進めるとともに、農業経営体の経営力強化と社会的生産資源としての農地の保全を図る必要がある。

(改革の方向性)

- 農業の成長産業化のための政策展開に当たっては、農業経営の多層性と多様性を十分に認識した各層ごとの明確なビジョンを示すことが肝要である。さらに、そのビジョンの実現のために農業経営者の意思を尊重した選択肢の多様化を図るとともに、自立的経営を促進するために各層ごとの的確な施策を展開すべきである。すなわち、従前からの画一的な補助金交付を中心とした農業経営の自立を阻害する保護主義的政策からの転換を目指し、地域の主体的自立を促すための地方への権限及び財源の移管を進めることが必要となる。
- <u>農地の流動化の促進及び農業の成長産業化により、国民の食を支える基盤である優良農地の保全を確実に行うべき</u>であり、この観点から必要な制度の見直しを運用面の改善も含めて行うべきである。
- 具体的には、<u>農業委員会の在り方の抜本的見直しによる農地 転用の運用の厳格化、農地のゾーニングの適正化、農地所有 権・耕作権の流動化と効率的集積の促進</u>(不適正利用農地の 所有コストの付加措置、所有権・耕作権を手放す場合の農地 の原状回復の義務化、離農による耕作権移転に向けたインセ ンティブ導入等)等の施策を講ずるべきである。
- 農地に係る規制・制度の議論においては、**農地を単なる個人** 資産としてだけではなく、我が国の食料安全保障(生産力維持)の基盤となる社会的・国民的資源として捉え、農地の保全 に重点を置いた制度設計が必要である。

(注)下線・太字は事務局において付記したものである。

規制・制度改革に係る対処方針

平成22年6月18日 閣議決定

<新規参入の促進及び農地の確保と有効利用>

- ・農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の更なる緩和 【23年度中検討開始、できる限り早期に結論】
- 農業委員会の在り方の見直し(客観性・中立性の向上) 【23年度中検討開始、できる限り早期に結論】
- 農業振興地域の整備に関する法律の見直し<農振法施行規則第4条の4第1項第27号の廃止の検討>【逐次実施】
- ・ 農地の賃借の許可の迅速化【22年度中措置】

<農業支援機関>

- 農業協同組合等に対する独占禁止法の適用除外の見直し 【22年度中検討・結論等】
- 農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施 【22年度中検討・結論等】
- 新規農協成立の弾力化(地区重複農協設立等に係る「農協中央会協議」条項)【22年度中検討・結論】
- 農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法 の理念に違反している状況の解消 【逐次実施等】
- 農業協同組合・土地改良区・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止【22年度中措置】

<事業阻害要因の除去>

- 農業共済の見直し(コメ・麦に係る強制加入制の見直し)
 【戸別所得補償制度の本格実施の検討と併せて検討開始、できる限り早期に結論】
- ・ 堆肥の流通自由化等に向けた肥料取締法の改正(告示の改正)【22年度中目途に結論】
- 市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和(地域再生・六次産業化)【22年度中着手】
- 農地法の規制緩和について<農業振興目的(体験型農業施 設駐車場等)での転用規制の緩和>【逐次実施】
- ・畜産の新規事業実施についての問題点<地元の協力の要件の明確化>【23年度中措置】
- 食品表示制度の見直し(食用油に係る原料原産地表示の導 入等)【22年度検討開始】
- 米の農産物検査法(「年産」や「品種」の表示)のあり方についてく一定の場合に農産物検査法の証明を省略して年産・品種を表示可能に>
 【22年度検討開始・できる限り早期に結論等】

規制・制度改革に係る追加方針

平成23年7月22日 閣議決定

<優良農地の確保と有効利用等の国土資源の合理的 利用の促進>

- 農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し
 【23年度中検討開始、24年度中に結論】
- ・ 農地基本台帳整備の促進 【23年度上期措置】
- 市民農園開設に係る基準の見直し【23年中措置】

<農林業の持続可能なビジネス化、成長産業化に向けての制度の整備(農林業支援組織等の見直し含む)>

- 認定農業者制度の見直し【23年度中措置】
- 我が国酪農の競争力強化のための見直し ①全量委託の例外(生産者団体に部分的に販売委託し、 それ以外は自己処理し販売を認める)の拡大 ②意欲ある生産者やその団体の多様な活動を促す 【23年度中検討・結論】
- 国家貿易制度の見直し 【麦については23年度に「食と農林漁業の再生実現会議」 等の議論の状況に応じ検討を開始し、その後、速やかに 結論。乳製品については23年中措置。】
- ・ 農協の農業関係事業部門の自立等による農業経営支援機能の強化 (1) 事業関係事業部関の自立なの取組を進める。
 - ①農業関係事業部門の自立への取組を進める 【23年度以降順次計画策定、以降計画に沿って措置】 ②農協の経営力強化【23年度中措置】
- 契約野菜安定供給事業の対象農家の範囲拡大 【23年度中措置等】
- 農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携 強化による資金供給の円滑化 「23年度中措置等」
- 土地改良事業の効率化 【23年度中措置】
- 有害鳥獣捕獲に係る基準の見直し【23年度中措置等】
- 有害鳥獣捕獲の促進 【23年度検討開始、できる限り早期に措置】
- EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除 【23年度中検討・結論】 ※本件のみ平成23年4月8日閣議決定事項

分科会等の成果として過去に閣議決定された事項 [農林・地域活性化分野] (林業・水産業・地域活性化)

改革の方向性

(第二次報告書より抜粋)

【地域活性化】(基本認識)

- 地方都市においては、アジア諸国の台頭による国際競争の激化や円高の進展により企業立地における優位性が喪失し、更に公共事業の削減等によって地元の経済活動が低迷している。この結果、地域産業の弱体化、雇用・就業機会の減少を招いている。
- それぞれの地域の課題を克服し、地域の活性化を図るためには、地域の特性に応じて、地方公共団体や住民等が創意工夫によって地域資源の活用を図ることが重要である。

(改革の方向性)

- それぞれの地域にはその土地固有の歴史、文化、芸術、自然など独自の魅力を発する資源がある。そうした地域資源が十分に活用されていない。既存の規制・制度を見直し、それらの地域資源を最大限活用するための仕組みを住民、事業者、NPO、地方自治体等が一体となって創り上げることが、地域活性化のための第一歩となる。
- 新たな需要を創出する上では、<u>**訪日外国人旅行客の誘致に大きな潜在力**</u>がある。

【林業】(改革の方向性)

- 山林においては、豊富な森林資源がありながら、林業の生産性が低く資源を十分に活用できていない。一方、森林保全に必要な規制が欠けているため、無秩序な皆伐がなされたり、必要な間伐が行われず放置されていたりするなど、国土保全の上でも問題を引き起こしている。
- 上記問題を解決するために、森林・林業の再生を森林所有者 の施業意思に委ねるだけでなく、効率的に林業を行えば事業と して成り立ちうる山林と、条件が厳しく事業としての林業が成立 しにくい山林とを区別し、それぞれに合った手だてを講じる必要 がある。
- あわせて、**実効性ある森林の保全・整備ルール等の策定が必要**である。

【水産業】(基本認識)

○ 水産資源の状態が極めて悪化しており、就業者数や生産金額 の減少が進んでいるなど、衰退が止まらない状況にあるが、資 源の悪化が漁業経営、後継者、加工、流通、販売、消費など、 あらゆる面に影響を及ぼしている。

(改革の方向性)

- 水産業の再生のために、第一に取り組むべきことは、水産資源の回復である。これまでの政策下で生じた資源の悪化と過剰漁費の要因である過剰投資を断ち切ることである。
- (中略)養殖制度の見直しである。養殖業の持続的な発展のためには、適切な海洋環境の保全や養殖種苗の調達源の水産資源を維持することが重要である。
- (注)下線・太字は事務局において付記したものである。

規制・制度改革に係る対処方針

平成22年6月18日 閣議決定

【地域活性化】

• PFIの拡大に向けた制度改善 【22年度検討・結論】

規制・制度改革に係る方針

平成23年4月8日 閣議決定

【地域活性化】

<魅力ある資源>

- ・稼働中の産業遺産の世界遺産への登録 【22年度中に検討を開始し、23年度中できる限り早期に結論】
- かやぶき屋根等木造建築物に関する建築基準法の緩和 【23年度検討・結論・措置】
- 河川護岸の整備や人道橋の設置における仕組みの整備等 【23年度検討開始等】
- 道路使用許可等の弾力的運用及び申請手続の簡素化 【23年度検討・結論】
- アーケードに添架する装飾等の運用の緩和 【23年度検討・結論・措置】
- 観光目的の船舶(20t以上)の検査及び設備の設置要件の緩和 【23年度検討・結論】
- ・ 旅客船事業における航路申請に係る届出範囲の拡大【23年度検討

<地域産業>

- 着地型観光に即した各種業規制の見直し 一旅行業法 第3種旅行業者の適用除外等— 【23年度検討・結論】
- 酒類の卸売業免許の要件緩和【23年度検討・結論】
- 商店街振興組合の活性化【23年度措置】
- ・ 中心市街地活性化基本計画における計画期間の緩和 【23年度検討・結論】
- 大規模集客施設の郊外立地抑制について【23年度措置】
- コミュニティを支える中小企業の資金調達の多様化【23年度措置】
- 大気汚染及び水質汚濁の原因となり得る特定工場の立地段階に必要となる手続の迅速化【23年度措置】
- ・ 工場の建て替え時に必要となる緑地面積率規定の在り方 【23年度検討・結論】
- 地域のコンビナートにおいて協業を進める上で障害となる規制の 見直し【23年度措置】
- PPP/PFI制度の積極的な活用【22年度検討·23年度結論等】

<外国人旅行客誘致>

- 中国人訪日査証の要件等の見直し【23年度措置】
- ・ 国際線の入国時の税関検査の簡素化 【23年度措置】

規制・制度改革に係る追加方針

平成23年7月22日 閣議決定

【林業】

- 保安林制度に係る指定施業要件変更の迅速化 【23年中措置】
- 林業経営に係る許認可・届出等の簡素化 【23年中検討・結論】
- ・ 林業用種苗の見直し 【23年中措置等】
- 森林簿等の整備·民間利用の促進 【23年度中措置】

【水産業】

- 水産資源の回復のための資源管理の強化 【できるだけ早期に措置】
- 資源管理制度の見直し 【できるだけ早期に措置】
- 漁業協同組合経営の透明化·健全化の実現 【できるだけ早期に措置】
- 養殖管理の適正化 【できるだけ早期に措置】

分科会等の成果として過去に閣議決定された事項 [人材分野]

改革の方向性

(第二次報告書より抜粋)

(基本認識)

○ 景気の低迷や少子高齢化に伴って閉塞感すら 漂っている現在の我が国の社会・経済情勢にお いては、世界各国とのヒト・モノ・カネの流れを円 滑化しつつ、我が国企業・産業の競争力を強化 することにより、社会・経済の活性化とそれによる 国民生活の向上を目指し、我が国の活力を取り 戻していくべきである。

(改革の方向性)

○ 就労環境等の整備

我が国での滞在に適さない外国人の増加や、在 留資格制度の悪用といった弊害に配慮しつつも、 真に我が国の社会・経済の活性化への貢献が 期待される外国人材の活用に資するという観点 から、他国に後れることなく、<u>在留資格の整備を</u> 含めた外国人材が就労しやすい制度の整備を 推進していくべきである。

○ 生活環境等の整備

外国人材の活用という観点から、他国に後れをとることのないよう、外国人材の受入れの際の手続の簡素化、その家族も含めて外国人材が安全・安心な生活を送れるような環境の整備を推進していくべきである。

(注)下線・太字は事務局において付記したものである。

規制・制度改革に係る対処方針

平成22年6月18日 閣議決定

外国人材の受入促進

• 高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入【22年度中検討・結論等】

規制・制度改革に係る方針

平成23年4月8日 閣議決定

外国人材の受入促進

- インターナショナル・スクールに関する制度の改善【23年度措置】
- 高度外国人材が両親を帯同させることができる 制度の整備【23年度検討・結論】
- 海外大学新卒者への在留資格認定証明書交付手続の迅速化【23年度検討・結論】
- •「パッケージ型インフラの海外展開」に対応した、 在留資格「研修」の見直し【23年度措置】
- 我が国の介護福祉士の国家資格を取得した外国人が就労可能となる制度の整備【逐次検討】
- 在留資格「投資・経営」の基準の明確化 【23年度措置】
- 査証の発給要件の見直し等【23年度検討・結論】